

第47回「全日本中学生水の作文コンクール」実施要領

1 目的

「水の日」及び「水の週間」の行事の一環として、次代を担う中学生を対象とした作文コンクールを実施することにより、広く水に対する関心を高め、その理解を深めることを目的とする。

水の日・水の週間

平成26年7月に施行された水循環基本法において、「水の日」が8月1日と定められました。また、この日から一週間を「水の週間」として、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため様々な行事を実施しています。

2 主催等

- (1) 主催 水循環政策本部、国土交通省及び熊本県
- (2) 後援(予定) 文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、水の週間実行委員会、独立行政法人水資源機構、全日本中学校長会、熊本県教育委員会、熊本県中学校長会、熊本日日新聞社

3 実施内容

- (1) 名 称 第47回「全日本中学生水の作文コンクール」
- (2) 応募資格 令和7年度(2025年度)に熊本県内で在学中の中学生
(中学生と同じ学齢の者を含む。)
- (3) 作文テーマ 「水について考える」(作文の題名は自由)
- (4) 募集方法 別途「募集案内」を定め、募集する。
- (5) 審査方法 審査は、地方審査及び中央審査とする。

① 地方審査(熊本県)

地方審査は、熊本県及び熊本県審査会において行う。熊本県審査会に関しては、熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長の定めるところによる。

② 中央審査(国土交通省)

中央審査は、国土交通省に置かれる中央審査会において行う。中央審査会に関しては、国土交通省水管理・国土保全局水資源部長が定めるところによる。

(6) 賞及び賞品

① 熊本県(地方審査)

[個人賞]

- ア 水の作文大賞(5編程度) : 賞状に加え副賞を授与することができる。中央審査への推薦作文とする。
- イ 熊本県賞(5編程度) : 賞状に加え副賞を授与することができる。
- ウ 入選(40編程度) : 賞状に加え副賞を授与することができる。

[団体賞]

ア 学校賞（5校程度）：賞状に加え副賞を授与することができる。

応募校の中から応募率（全校生徒数に対する応募者数の割合）等を勘案し選考する。

イ 学校奨励賞（5校程度）：賞状に加え副賞を授与することができる。

学校賞以外で、応募校の中から応募率等を勘案し選考する。

[参加賞] 応募者全員に授与する。

② 国土交通省（中央審査）〈予定〉

ア 最優秀賞（1編、内閣総理大臣賞）：賞状に加え副賞を授与することができる。

イ 優秀賞（8編を基本とする）：賞状に加え副賞を授与することができる。

農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞、全日本中学校長会会長賞、水の週間実行委員会会長賞、独立行政法人水資源機構理事長賞、シャワーズ賞とする。なお、必要に応じて、中央審査会特別賞を設けることができる。

ウ 入選（ア及びイ以外の作文で30編程度）：賞状に加え副賞を授与することができる。

エ 佳作：記念品を授与することができる。

中央審査へ送付された作文のうち、ア、イ及びウを除く作文とする。

(7) 入賞発表及び賞状等の授与等

① 熊本県（地方審査）

ア 入賞発表は、各中学校等を通じ入賞者へ通知する。

イ 個人賞の受賞者及び団体賞の受賞校に対しては、賞状及び副賞をそれぞれ授与する。

ウ 参加賞は、各中学校を通じ参加者へ送付する。

② 国土交通省（中央審査）

ア 入賞発表は、熊本県を通じ入賞者へ通知する。

イ 最優秀賞及び優秀賞の受賞者は、水循環政策本部、国土交通省、東京都及び水の週間実行委員会が主催して行う「水の日」の行事に招待され、賞状及び副賞が授与される。

ウ 入選受賞者は、熊本県を通じて賞状及び副賞が授与される。

エ 佳作受賞者は、熊本県を通じて記念品が授与される。

オ 一日事務所長体験

最優秀賞及び優秀賞受賞者のうち、希望者については、在住地域の国土交通省地方整備局等又は水資源機構の現地事務所等において「一日事務所長」の体験をすることができる。

4 その他

(1) 使用権等

① 応募作文は自作の未発表のものに限る。なお、AI生成による生成物は認められない。

② 入賞作文の使用権は、主催者に帰属する。

③ 応募作文の返却は行わない。

④ 入賞作文については、作文のほか、記載された学校名・学年・氏名を、国土交通省及び熊本県のホームページや作品集に掲載するほか、報道機関を含めた関係者へも提供する。

(2) 募集からの日程等

- ① 応募締め切り ————— 5月7日(水) 必着
ア 募集の案内は、報道機関や熊本県教育委員会ホームページ及び熊本県のホームページで行う。
イ 作文の応募期間は、4月1日から応募締め切り日までとする。
- ② 課内審査(環境立県推進課) ————— 5月上旬
課内審査は、環境立県推進課で行う。
- ③ 地方審査(熊本県) ————— 5月下旬
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長が定める熊本県審査会において入賞者を選定する。
- ④ 地方審査入賞者の通知等 ————— 入賞決定後
中央審査に推薦する優秀作文については、各中学校へ別途連絡する。
- ⑤ 国土交通省への優秀作文送付 ————— 5月30日(金) 必着
- ⑥ 中央審査(国土交通省) ————— 7月上旬
- ⑦ 都道府県への中央審査入賞者の通知 ————— 7月中旬
中央審査入賞者がいた場合は、中学校を通じ入賞者へ連絡する。
- ⑧ 賞状等の授与 ————— 中央審査の入賞決定後
ア 地方審査(熊本県)入賞者への賞状等の授与は、熊本県が行う。
イ 中央審査の最優秀賞及び優秀賞の受賞者は、水循環政策本部、国土交通省、東京都及び水の週間実行委員会が主催して行う「水の日」の行事に招待され、賞状及び副賞が授与される。
また、入選者へは賞状及び副賞が、佳作者へは記念品が熊本県を通じて授与される。
- ⑨ 熊本県ホームページへの審査結果の掲載 ————— 賞状等の授与後
入賞者の学校名、学年、氏名を掲載する。(必要に応じて入賞作文を掲載する。)

(3) 個人情報の取扱い

本コンクールの応募作文に記載される個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用する。また、応募者の同意なく、本来の利用目的を越えて転用しない。